

高知市東部総合運動場場内除草・剪定業務 仕様書

- 1 件名 高知市東部総合運動場場内除草・剪定業務
- 2 履行場所 高知市東部総合運動場（高知市五台山 1736-1）
※別紙「作業範囲」のとおり
- | | |
|----------------|--------------------------|
| (A) 野球場周辺 | およそ 31.25 m ² |
| (B) 体育センター周辺 | およそ 36.54 m ² |
| (C) 室内練習場周辺 | およそ 9.57 m ² |
| (D) 東法面 | およそ 75.86 m ² |
| (E) テニスコート周辺 | およそ 58.85 m ² |
| (F) 多目的広場周辺 | およそ 14.82 m ² |
| (G) くろしおアリーナ周辺 | およそ 17.98 m ² |
| (H) 西公園 | およそ 14.00 m ² |
- 3 契約期間 令和6年7月1日から令和6年10月31日まで
実施回数 年2回
- ① 春季：7月1日から7月31日までの作業
 - ② 秋季：10月1日から10月31日までの作業

4 業務内容

運動場敷地内の除草及び低木の剪定・刈込みを行い、樹木の健全な育成を助け、樹木の防風あるいは遮蔽等の機能を維持するとともに、景観の維持、向上を図る。

(1) 除草

- ① 現場状況に応じ、適切な機械・手法を用い作業を行うこと。
- ② 樹木や施設近辺では、樹木や施設等が損傷しないよう注意すること。
- ③ ツタ・落ち葉等をかき取り清掃すること。
- ④ 抜取跡地は、不陸のないよう整地すること。

(2) 剪定

- ① 樹木の特性に応じて、徒長枝の切り詰め、込み入った枝の抜き切り及び樹形の骨格づくりを行い、剪定後の生育が良好となるよう仕立てること。
- ② 不要枝の剪定はつけ根で、切り詰め剪定は定芽の直上で行うこと。
- ③ 剪定による悪影響を生ずることがないように、樹種ごとの適切な作業時期を考慮し、過度の剪定とならないようにすること。

(3) 刈込み

- ① 樹木等の健全育成のため、枯損枝の切り取り、密生箇所への切りすかし、疎な部分への枝の誘引等を行うこと。
- ② 刈り取った枝葉が樹冠内等に残らないよう全て除去すること。
- ③ 花木類の刈込みについては、花芽分化の時期に十分注意すること。

(4) ゴミ・落ち葉・刈草・剪定枝等の処理

原則としてその日の作業区間について、後片付けおよび清掃まで完了させること。収集したゴミ・落ち葉及び作業により発生した刈草・剪定枝等は、風などにより散乱しないよう寄せ集め、受注者の責任と負担において搬出・処分すること。

5 主要な樹種

樹木名	春季	秋季	特記事項
アジサイ		○	
アベリア	○	○	春季は花を残し、枝を整理。 秋季は枝全体の量を半分～1/3程度に減らす。
ウバメガシ	○	○	
カエデ		○	※中低木に限る
カナリーヤシ	○	○	※中低木に限る。 必要に応じて変色し垂れ下がった葉を切り取る。
サツキ	○		花芽に注意して軽剪定
サザンカ	○	○	秋季は花芽に注意して軽剪定。
シラカシ	○	○	※中低木に限る。 上部を優先的に強く剪定し、上に伸びないようにする。
ソテツ	○		必要に応じて変色し垂れ下がった葉を切り取る。
ツゲ	○	○	秋季は軽剪定。
ツツジ・ヒラドツツジ	○		花芽に注意して軽剪定。
フジ	○		
ムクゲ		○	
レッドロビン	○	○	秋季は軽剪定。

6 提出書類

- (1) 作業着手前に、発注者と協議のうえで作業予定表を提出すること。
- (2) 春季・秋季の作業完了ごとに、同一位置からの着手前、作業中及び完了後の写真を提出すること。

7 一般事項

- (1) 業務に必要な資材等は受注者の負担とする。業務に使用する光熱水費についても、原則として受注者の負担とするが、業務遂行にあたり必要となる場合は、発注者と協議のうえで施設の電気・水道を使用できるものとする。
- (2) 春季・秋季の作業完了後、発注者による検査の結果、履行が不十分と認められる場合には、速やかに適切な対応をすること。
- (3) 代金の支払は、秋季の業務完了後の一括払いとする。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議とする。

高知市東部総合運動場
除草・剪定業務 作業範囲

